

石巻市 川まちづくり連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 旧北上川を軸とする市街地のまちづくりに当たって、関係する行政機関及び関係市民団体等の参加のもと、堤防や水辺の活かし方、石巻らしいまちづくりに向けた情報共有と意見交換、相互の連絡・調整を図り、まちづくりに関連する各事業を推進するため、石巻市 川まちづくり連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、前条に規定する目的を達成するため、旧北上川を活かしたまちづくりと堤防を活かした賑わいの創出に関する事項について検討を行う。

(組織)

第3条 連絡会議は、関係行政機関及び関係市民団体等からなる委員により組織する。

2 委員は、別表に掲げる者とする。

(会議)

第4条 連絡会議の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 会議の公開方法は、連絡会議で定める。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、石巻市に置き、会議の庶務を処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、市長が連絡会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年7月13日から施行する。

別表（第3条関係）

石巻市長
コンパクトシティいしのまき街なか創生協議会会長（石巻商工会議所会頭）
コンパクトシティいしのまき街なか創生協議会副会長（㈱街づくりまんぼう社長）
中央二丁目11番地区街づくり協議会会長（網地島ライン㈱代表取締役社長）
国土交通省 東北地方整備局 河川部長
国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所長
宮城県 東部土木事務所長
その他市長が必要と認める者